

公共サービス改革

『公金の債権回収業務』 ～官民連携にむけて～

平成23年11月28日

内閣府・公共サービス改革推進室

検討経緯

□ 平成22年7月 「公共サービス改革基本方針」改定(閣議決定)

限られた財源の中で最適な公共サービスを提供していくために、納税者たる国民の立場から、そのサービスが費用対効果において優れたものであるかに関し不断の見直しを行う。

□ 平成22年9月 行政刷新会議 「公共サービス改革分科会」設置 (以下、「分科会」)

国民に最も身近な公共サービスを提供する地方公共団体における公共サービス改革は重要課題であり、国における課題に加え、地域の公共サービス改革の更なる推進に向けた具体的方策について幅広く検討する。

□ 平成23年4月 分科会 「公共サービス改革プログラム」公表 地方公共団体、関係団体とのヒアリング開始

地域の公共サービス改革については、民間との連携として、民間委託が可能な業務の拡大の検討が示され、その一例として、公金に関する債権回収業務が挙げられる。

これを踏まえ、地方公共団体、関係団体のヒアリングにより、課題の把握を開始する。

課題・ミッション

地方公共団体、関係団体とのヒアリング等により得られた課題

「公金に関する債権回収業務」について、最適な公金の債権回収業務に対する統一的な整理・分析がなされていない。

地方公共団体が効果的かつ効率的な債権回収業務を行えずにいる。

先進的な取り組み23団体にヒアリング実施
都道府県・政令指定都市へのアンケート実施



『内閣府のミッション』

「公金に関する債権回収業務」の手引きの作成

公金の債権回収業務に関する全体像の整理・分析の必要性であり、当該分野に対する検討を深め、具体的な提言をまとめることで地域の公共サービス改革につなげる必要がある。

平成23年度中に、地方公共団体の参考となるよう手引きを公表する。

用語の定義

□ 公金

国又は地方公共団体が実質的に所有する金銭

□ 債権回収業務

法令上、債権回収業務の定義なし

本手引きにおける定義

「納期限までに完納されず滞納が発生している債権に対して行われる業務のうち、収納により債権の消滅が図られる一連の業務」

公共サービス改革の趣旨である質の維持向上及び経費削減を踏まえて、“収納により債権の消滅が図られる”ことにより、質の維持向上(公共サービスの財源確保のための収納率の向上)及び経費削減(収納に係る経費の削減)が図られることに着目

□ 自力執行権

債務不履行があった場合に、債権者自らが、強制手段によって履行があったのと同じの結果を実現させる権限をいう。

債権(地方自治法第240条)

【自力執行権がある債権】 法令上、“国税滞納処分の例による”等の規定がある債権
主な債権例

地方税 (地税法第68条等) “国税徴収法に規定する滞納処分の例”

下水道受益者負担金 (都市計画法第75条第5項) “国税滞納処分の例”

道路占用料 (道路法第73条) “国税滞納処分の例”

土地区画整理事業の清算金 (土地区画整理法第110条) “国税滞納処分の例”

保育所保育費用 児童福祉法第51号第3号 (児童福祉法第56条第10項) “地方税の滞納処分の例”

河川占用料 (河川法第74条) “地方税の滞納処分の例”

分担金、 加入金、 過料

法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入

(地方自治法第231条の3第3項)
“地方税の滞納処分の例”

法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入の例

国民健康保険料(国民健康法第79条の2)、 後期高齢者医療保険料(高齢者の医療の確保に関する法律第113条)

介護保険料(介護保険法第144条)、 不正受給による障害児施設給付費等(児童福祉法第57条の2)

港湾法の規定により徴収すべき入港料その他の料金、 占用料、 土砂採取料、 過怠金その他の金銭、

土地改良法の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、 仮清算金その他の金銭、 下水道法第18条から第20条まで(第25条の10において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、 汚濁原因者負担金、 工事負担金及び使用料、 漁港法第35条又は第39条の3の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、 土砂採取料、 占用料及び過怠金(…地方自治法附則第6条)

【自力執行権がない債権】 上記以外の債権

主な債権例

公営住宅の使用料、 公立病院の診療債権、 水道料金、 生活保護費返還金、 給食費

公金の滞納状況

主な公金の滞納状況

□ 地方税(約2兆473億円)

(平成20年度)地方税滞納額及び徴収率 徴収率94.8% (総務省)

□ 国民健康保険料・介護保険料(約3,942億円)

(平成21年度)国民健康保険(市町村)の財政状況等について 徴収率88.0% (厚生労働省 平成23年2月4日)

□ 保育料(約83億円)

(平成18年度)保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について 徴収率98.3% (厚生労働省 平成19年9月14日)

□ 公立病院医療費(約6,228億円) 2か月後請求となる保険等請求分の未収金含む

(平成21年度)地方公営企業年鑑 保険者からの請求手続き上の未支払い分含む(総務省)

□ 公営住宅家賃(約636億円)

(平成17年度)公営住宅の滞納家賃の徴収業務について 徴収率96.2% (国土交通省 平成19年6月22日)

参考 国税の滞納(約1兆4,201億円)

(平成22年度)租税滞納状況について

(国税庁 平成23年7月)

公金の債権回収業務を取り巻く現状

□ 公務員数

公務員数削減の中、債権回収業務に対して十分な人員が配置される状況とは言い切れない。

・地方公務員数

(平成12年“約320万人”→平成22年“約281万人” 12%)

・税務職員数

(平成12年“約8万人”→平成22年“約7万人” 13%)

□ 知識・ノウハウの集積

数年での人事異動や合併に伴う異動があるところ、債権回収業務に関する法令知識は多岐にわたり、実際に処理を進める際のノウハウの習得が必要であり、これらを集積していくことは容易ではない。

□ 地縁的なつながり

人口5万人以下の地方公共団体が団体数の約7割を占めるところ、規模の小さな地方公共団体においては、公務員と住民の関係性が密接なゆえに、本来対応すべき債権回収業務について消極的になりかねない。

(地方税) 民間委託が可能な業務の例

公権力の行使に当たらない業務についての民間委託の例

- ・滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務
- ・コンビニエンスストアによる収納業務

徴税吏員が行う公権力の行使(公売・差押え・督促・立入調査など)に関連する補助的な業務についての民間委託の例

- ・インターネットオークションによる入札関係業務
- ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
- ・公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
- ・差押動産(自動車、美術品、ワイン等)の専門業者による移送・保管業務
- ・納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
- ・調査で収集した軽油の性状分析業務

【留意事項】

相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定され、包括的に民間事業者に委託することはできない。
ただし、公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳ではない。

(国民健康保険料及び介護保険料) 民間委託が可能である業務の例

事実上の行為に当たる業務についての民間委託の例

- ・滞納者に対する電話や文書による自主的納付の呼びかけ業務(コールセンター業務を含む)
- ・滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨業務(収納業務を含む。)
- ・コンビニエンスストアによる収納業務
- ・地域密着型の納付組織による収納業務(滞納者宅への訪問を含む。)

徴収職員が行うこととされている強制処分(公売・差押え・督促・立入調査など)に関連する補助的な業務についての民間委託の例

- ・インターネットオークションによる入札関係業務
- ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
- ・公売対象となる美術品等の見積もり価額算出のための鑑定業務
- ・差押動産(自動車、美術品、ワイン等)の専門業者による移送・保管業務
- ・納入通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の補助業務

【留意事項】

国民健康保険料等の徴収に関する事務のうち、相手方の意に反して行う立ち入り調査や差押え・公売等の強制処分などについては、国民健康保険法等の規定により、徴収職員に実施主体が限定されていることから、そのような強制処分を包括的に民間委託することは現行法の下ではできないものである。ただし、この規定は、当該徴収職員が行うこととされている上記の行為に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じているわけではない。

(保育料) 民間委託が可能である業務の例

強制処分に当たらない業務についての民間委託の例

- ・滞納者に対する電話や文書による自主的納付の呼びかけ業務(コールセンター業務を含む)
- ・滞納者宅への訪問による自主的納付の呼びかけ業務(収納業務を含む)
- ・コンビニエンスストアによる収納業務
- ・居所不明者に係る住所等の調査業務(近隣住民への任意の聞き取り調査等)

徴税吏員が行う強制処分(公売・差押え・督促・立入調査等)に関連する補助的な業務についての民間委託の例

- ・インターネットオークションによる入札関係業務
- ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
- ・公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
- ・差押動産(自動車、美術品、ワイン等)の専門業者による移送・保管業務
- ・納入通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の補助業務

【留意事項】

相手方の意に反して行う財産調査や差押等の滞納処分については、地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような強制処分を包括的に民間事業者に委託することはできない。

ただし、当該強制処分に関連する補助的な業務を民間委託することまで禁じられているものではない。

10

(公営住宅の家賃) 民間委託が可能である業務の例

民間事業者に委託できる事務(いずれも個人情報保護の観点から配慮が必要)

督促に関連する事実行為として行う事務

例) 督促状等の作成・封入・送付

文書や電話による自主的納付の勧奨等

例) ・滞納者に対し、家賃を滞納している事実を伝え、自主的な納付を呼びかけること・滞納者が任意に申し出た事情を記録すること
・滞納者の照会に応じ、家賃の滞納に関する事実を説明すること・滞納者の納付に係る意思や納付予定時期を確認すること

居所不明者に係る住所等の調査

滞納家賃の徴収事務(事実行為として行うもの)

例) 口座振替

法的措置(明渡請求(法第32条第1項第2号)等の強制処分)に関連する補助的な事務

例) ・契約解除や強制執行時の現地立会いの補助
・差押え物件の保管

その他行政による判断が不要な機械的事務や事実行為として行う事務

例) 収入申告書の配布・回収

民間事業者に委託できるが、その実施に当たって特に注意が必要な事務

滞納者宅への訪問や庁舎等への呼び出しによる自主的納付の勧奨等

例) ・滞納者に対し、家賃を滞納している事実を伝え、自主的な納付を呼びかけること・滞納者の納付に係る意思や納付予定時期を確認すること
・滞納者が任意に申し出た事情を記録すること

(留意事項等)以下の点に特に注意が必要。

・直接滞納者と面接することにより問題が生じる可能性も高いことから、そのような場合には直ちに事業主体担当職員が対応できるよう万全の体制を整備する必要。

・特に滞納者宅への訪問については、個人情報を庁舎等の建物外に持ち出すことになるため、個人情報保護の観点から万全の措置を講じておく必要。

【留意事項(民間事業者に委託できない事務)】

家賃の決定(法第16条第1項等)、家賃の減免(法第16条第4項等)、家賃の徴収猶予(法第19条等)

公営住宅の家賃の決定等については、公営住宅制度の目的と密接不可分であり、公営住宅に係る業務の健全な継続の上で極めて重要であることから、事業主体が自ら実施し、その収入として収受する必要。

収入の状況を把握するための調査(法第34条)

公営住宅法により、事業主体の長のみ認められた権限。

滞納家賃の督促

地方自治法により、地方公共団体(事業主体)の長のみ認められた権限。

法的措置(明渡請求等の強制処分)

相手方の意思に反して行う公権力の行使や法律事務に該当し、弁護士法や公営住宅法により、事業主体のみ認められた権限。

(医業未収金) 民間委託が可能な業務の例

文書や電話による自主的納付の勧奨等

事実行為として、文書や電話により、滞納者に対し、公立病院の診療に関する債権(以下「診療債権」という。)を滞納している事実を伝え、自主的な納付を呼びかけること(ただし、請求行為に当たらないように留意すること)、滞納者の納付に係る意思や納付予定時期を確認すること、滞納者が任意に申し出た事情を記録すること。
また、滞納者の照会に応じ、委託された民間事業者が診療債権の滞納の根拠となる事実を説明すること。

居所不明者に係る住所等の調査

居所不明となった者に係る住所等の調査をすること。

収納事務の委託

診療債権の収納事務を行うこと。(金融機関を通じた口座振替等の活用やクレジットカードによる納付等)

【留意事項】

以下の から までの債権のような事件性及び紛争性を有する診療債権については、未納事実の告知等であっても法律事務に該当する蓋然性が高いので、収納事務等を除き、あらかじめ委託の対象外とするなど、弁護士法に抵触しないよう特に留意すべきである。

訴訟等の法的措置を実施している債権

診療内容等により滞納者又は連帯保証人等が支払いを拒む意思を明らかにしている債務

破産・免責となった滞納者に係る債権

無所得などの経済的な理由で未払いであることが明らかな債権

滞納者が死亡し又は受刑中等であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない債権

分割納付中又は支払方法等について相談中の債権

民間委託に関する主な関係法令

弁護士法第72条の規制

弁護士でない者が、報酬を得る目的で、かつ、業として、他人の法律事件に関して法律事務の取扱等をすることを禁止(昭和46.7.14、50.4.4最判)

- 「法律事件」:権利義務の存否について争いがある場合、法的に確定している義務の履行に関して争いがある場合(単に「払わない」でも紛争性が顕在化。)も含む。
- 「法律事務」:「請求」は権利の行使を行うものであり「法律事務」に該当する。
- 「他人性」:自己の法律事件を自ら取扱うことまで禁じていない(昭和43.12.24最判)

弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

解決の方向性

公金の債権回収業務の流れを整理

公金の債権分類については、分類の視点により異なるものであるが、法令に具体的な規定のある自力執行権があるか否かによって分類を行う。

担い手となり得るものを整理

- ・ **公務員**（常勤職員・再任用職員・任期付職員・非常勤職員等）

→ 業務の一元化、共同処理（滞納整理機構）、情報共有等

- ・ **民間事業者（公務員以外の者）**

公権力の行使に関する業務を包括的に民間事業者に委託することは不可

公権力の行使に関連する補助的な業務

公権力の行使に当たらない業務

法律事務を扱う場合、弁護士法に抵触しないこと



債権回収業務の流れに応じた担い手の整理

公金の債権回収業務の流れ

自力執行権がある債権 (紛争性・無)

自力執行権がある債権 (紛争性・有)

公務員(非常勤職員を除く)は、全ての業務を担当しうる。
公務員(非常勤職員)は、補助業務を担当しうる。

自力執行権がない債権(紛争性・無)

自力執行権がない債権(紛争性・有)

区分	債権	段階	(納期到来)	支払案内	督促	催告		納付相談 (徴収停止・履行延期の特約等除く)	資産調査	財産調査	訴訟	強制執行	強制徴収
						自主的納付の呼びかけ、未納理由の確認	納付の請求						
自力執行権がある債権	自力執行権がない債権		滞納発生		公務員のみが行いつる行為	非弁護士 の法律事務の取扱い等の禁止	非弁護士 の法律事務の取扱い等の禁止		公務員のみが行いつる行為 (質問・検査・搜索、 官公署等協力要請)	公務員のみが行いつる行為 (ただし、訴訟委任が可能)	該当なし	公務員のみが行いつる行為 (強制徴収)	債権の消滅
									調査権がないため、任意の資産調査)	該当なし		公務員のみが行いつる行為 (強制執行)	

「支払案内」とは、滞納発生～督促までに実施される催告のうち、納付の請求等の法律事務を含まないものとする。
「資産調査」とは、財産調査以外の調査

担い手となり得る民間事業者

区分	法律事務	非法律事務
内容	納付の請求、納付相談	自主的納付の呼びかけ、未納理由の確認
担い手となり得る民間事業者	<div data-bbox="943 560 1317 639" data-label="Section-Header"> <h2>民間事業者</h2> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="488 719 719 799" data-label="Section-Header"> <h3>弁護士</h3> <p>(債権種類・制限なし) (債権額・制限なし)</p> </div> <div data-bbox="1272 751 1800 831" data-label="Section-Header"> <h3>一般民間事業者</h3> <p>(債権種類・制限なし) (債権額・制限なし)</p> </div> </div> <div data-bbox="488 927 931 1007" data-label="Section-Header"> <h3>認定司法書士</h3> <p>(債権種類・制限なし) (債権額・訴額140万円以下)</p> </div> <div data-bbox="488 1158 837 1238" data-label="Section-Header"> <h3>サービス</h3> <p>(債権種類・特定金銭債権) (債権額・制限なし)</p> </div> <div data-bbox="1272 959 1868 1310" data-label="Text"> <p>一般民間事業者とは、左記以外の者を指す。なお、認定司法書士が訴額140万円超を扱う場合及びサービスが非特定金銭債権扱う場合は、法律事務を扱うことができないため、一般民間事業者とみなす。</p> </div>	
	16	

特定金銭債権とは、サービス法で定められている。地方公共団体においては、貸付金が該当する。

公金の債権回収業務における官民連携の最適化(案)

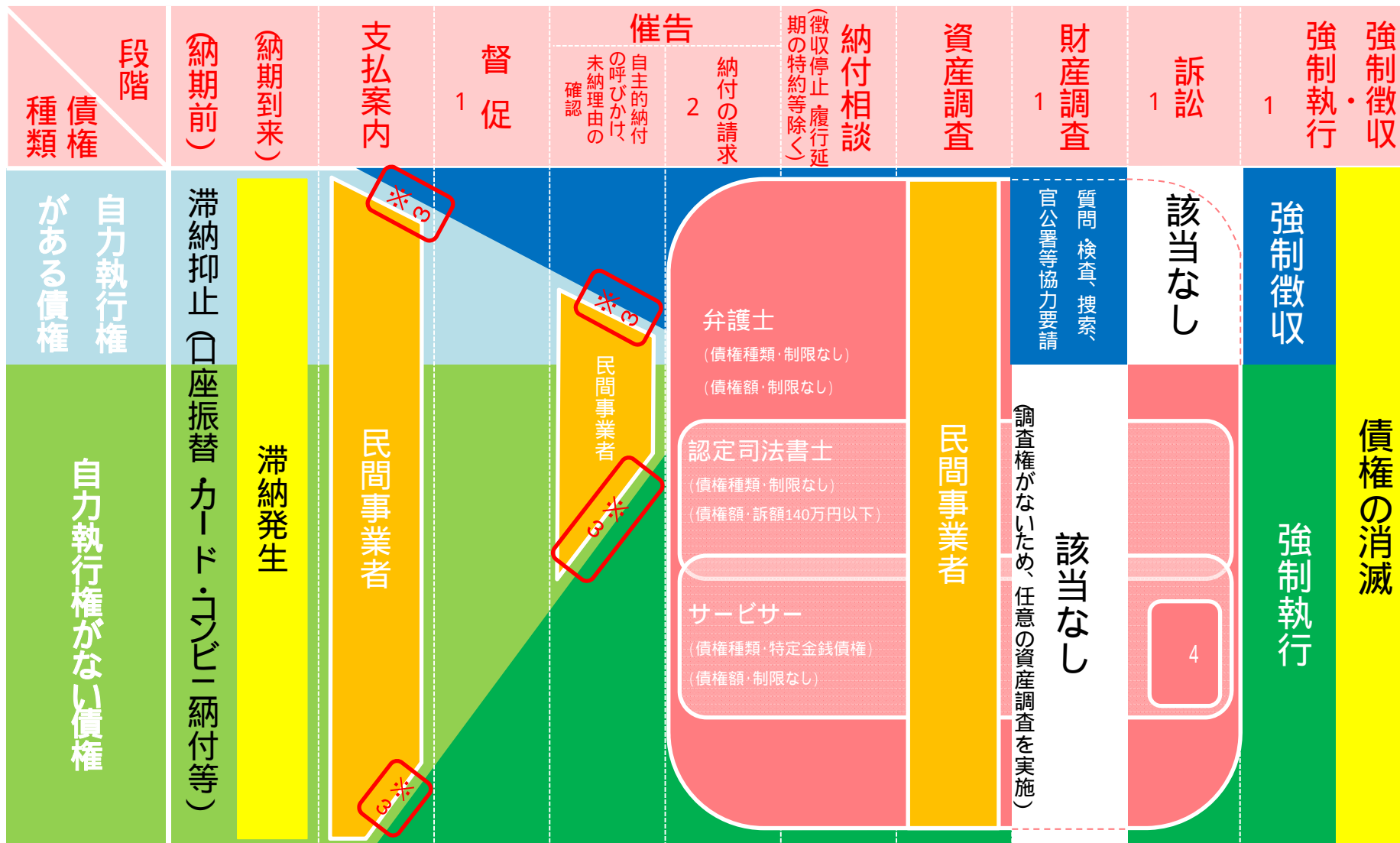
自力執行権がある債権 (紛争性・無)

自力執行権がある債権 (紛争性・有)

公務員(非常勤職員を除く)は、全ての業務を担当しうる。
公務員(非常勤職員)は、補助業務を担当しうる。

自力執行権がない債権(紛争性・無)

自力執行権がない債権(紛争性・有)



1 公務員のみが行いうる行為(ただし、訴訟については、訴訟委任が可能)

3 紛争性が生じた際には、一般民間事業者は適切に発注者に引継がなければならない

2 弁護士法第72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

4 訴額140万円超の場合には弁護士追行

今後の課題

公務員の問題解決能力の向上

- ・研修等を通じて基礎知識、ノウハウの習得が必要
- ・先進事例の研究が必要
- ・債権回収業務の情報を共有できるプラットフォームが必要

業務委託の仕組みの標準化

- ・弁護士や認定司法書士への業務委託は、事例が希少であり、業務範囲、受託者選定方法、委託費用の在り方、効果について事例の蓄積・検証が必要

共同処理(地方税以外)

- ・債権回収業務を共同処理することで効果を上げている地方税の事例を踏まえ、複数団体による債権回収業務の実施可能性の検証が必要

内閣府の今後の取り組み(案)

「地方公共団体における公金の債権回収業務」に関する 内閣府の今後の取り組み(案)



【情報発信】

手引き、先進事例(HP掲載、メルマガ)
研究会、研修(動画配信、弁護士連携)

【情報収集】

事例収集(メルマガ投稿等による事例取得)
人材登録(債権回収に精通した公務員の登録)

公金の債権回収情報プラットフォーム(内閣府)

【パイロット事業支援】

取組事例が希少かつ難易度の高い3スキームについて、パイロット事業をハンズオン支援

【標準化】

パイロット事業の検証を通じ、契約内容、費用等を標準化し、先進事例として登録

パイロット事業

弁護士委託スキーム



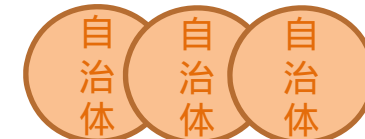
日弁連・都道府県弁護士会

司法書士委託スキーム



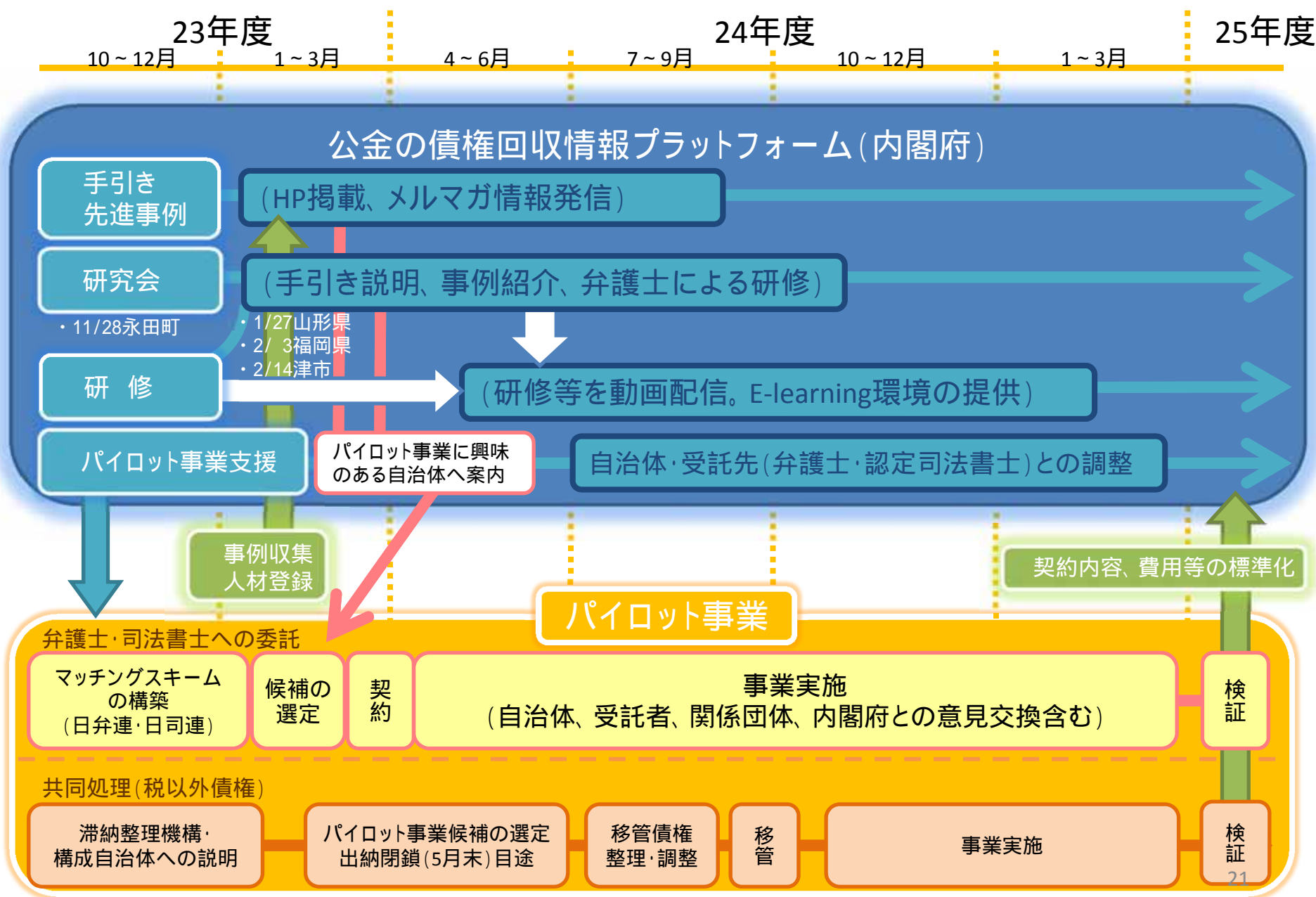
日司連・司法書士総合相談センター

共同処理(税以外債権)



滞納整理機構

今後の取り組みスケジュール(案)



お問い合わせ

内閣府・公共サービス改革推進室

03-3539-2646

担当:宮本、川上、橋爪